

(様式 1-3)

福島県(南相馬市)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年7月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	215	事業名	被災地域農業復興総合支援事業(井田川地区ライスセンター)南相馬市	事業番号	(5)-43-47
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(間接)	
総交付対象事業費	13,255(千円)		全体事業費	203,951(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p><現状></p> <p>南相馬市では、東日本大震災における津波被災や福島第一原子力発電所事故に伴い、多くの農業者が長期間の避難生活を余儀なくされたことや、放射性物質による農地及び農業用施設の汚染により、水稻をはじめとする農産物の作付けの制限及び自粛が行われていた。平成28年7月に避難指示は解除となったが、市内の他の地域と比較して、避難生活が長期に及んだため、10年が経過した令和3年現在でも小高区の帰還率は3割程度に留まっている。また、農産物に対する根深い風評や帰還した農業者の高齢化により、営農再開を躊躇する農家が多い現状である。</p> <p>このような状況を改善するため、小高区の井田川地区では、基盤整備事業を計画し、営農再開及び農地集積地へ向け、地元農家を中心に組織化等の取組みを進めている。</p> <p>市では、基盤整備と併せて、その地区内で共同利用する乾燥調製施設を整備し、担い手農家の初期投資の軽減や、農業生産労力の効率化を図ることで、帰還し営農再開する農家による、市産米のPR等の取り組みを後押し、南相馬の魅力発信及び風評被害の払拭、営農意欲の向上へ繋げる。</p>					
事業概要					
<p><本事業で整備する理由></p> <p>基盤整備と併せて、その地区内で共同利用する乾燥調製施設を整備し、担い手農家の初期投資の軽減や、農業生産労力の効率化を図ることで、帰還し営農再開する農家による、市産米のPR等の取り組みを後押しする。</p> <p><整備内容></p> <ul style="list-style-type: none">施設概要：乾燥調製施設1棟、 施設面積 333.72㎡品目：水稻、なたね受益面積：約60.9ha(水稻約48.9ha、なたね12ha)処理量：玄米約264t 生なたね約14.0t <p><市町村計画等></p> <p>【南相馬市復興総合計画】</p> <p>政策の柱 3 産業・仕事づくり</p> <p>基本施策 (7) 農林水産業</p> <p>施策 ⑱ 農業生産基盤と農村環境の整備</p>					
当面の事業概要					
<p><令和3年度></p> <p>実施設計 13,255千円</p>					

<令和4年度> 建築工事 186,670 千円 工事監理 4,026 千円
地域の帰還・移住等環境整備との関係
乾燥調製施設を整備することにより、帰還し営農再開する農業者の初期投資が軽減されるとともに、農業生産の効率化が図られる。このような農業経営に取り組む環境を整備することにより、農業者（1 法人（構成員 3 名）及び 8 個人）の営農再開を促進することにつながる。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

小高町全図

井田川地区ライスセンター 位置図

